

職場意識改善計画

平成 23年 8月 1日

取組事項	具体的な取組内容
1 実施体制の整備のための措置	
①労働時間等設定改善委員会の設置等労使の話し合いの機会の整備	(1年度目) 労働時間等設定改善委員会を設置し、随時問題点を検討する。
	(2年度目) 定期的に委員会を開催する。
②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	(1年度目) 労働時間等設定改善委員会の委員長を苦情・意見・要望を受け付ける担当者に選任する。
	(2年度目)
2 職場意識改善のための措置	
①労働者に対する職場意識改善計画の周知	(1年度目)
	(2年度目) 1年度目に引き続き、労働者への周知として、職場意識改善計画のポイントをまとめたリーフレットを作成し、労働者に配布する
②職場意識改善のための研修の実施	(1年度目)
	(2年度目)

職場意識改善計画

取組事項	具体的な取組内容
3 労働時間等の設定の改善のための措置	(注) ①及び②は必ず記載し、③～⑤のうち1つ以上選択してください。
①年次有給休暇の取得促進のための措置	(1年度目)
	(2年度目) 計画的付与制度の労働者への周知・徹底を図り、取得が進んでいない労働者に対して注意・喚起を行う。
②所定外労働削減のための措置	(1年度目) 従業員に対する研修の実施や職場意識改善計画の労働者への周知による意識改革を行うとともに、作業効率の向上を図り、残業を削減する。
	(2年度目) 1年度目の取り組みを引き続き実施するとともに、要員配置を見直し、業務の見直しを積極的に実施する。
③労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	(1年度目) 変形労働時間制やフレックスタイム制など、労働者の多様な事情等に対応した新たな労働時間制度の導入を検討する。 導入に際しては、業務の実態を把握した上で、労働者の要望を踏まえ、十分な検討を行い、導入する
	(2年度目) 1年度目に導入した変形労働時間制について、実績を踏まえ、同制度が適切に活用されているかの検証を行い、必要な修正を行う。
④労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置	(1年度目)
	(2年度目)
⑤ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	(1年度目)
	(2年度目)
4 制度面の改善のための措置 (注) 3に記載した措置も該当する場合は再掲のこと	(1年度目) 1ヶ月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を50%とし、労働時間設定改善委員会等における年次有給休暇の取得状況の確認制度を導入する。また年間5日以上の年次有給休暇の計画的付与制度を導入する。